

この街のこと ずっと未来に 繋げるために

静岡県立中央図書館からのお願い

将来この街に住む人たちのために“今”の文化を残したい。
資料の収集にご協力ください。

当館では静岡県に関係する資料を地域資料として積極的に収集しています。
収集した地域資料は静岡県民で共有する大切な知的財産として当館で永久保存し、
広く県民の皆さまにご利用いただける貴重な資料となります。
対象の資料を刊行されましたら静岡県立中央図書館にご寄贈をお願いします。

□ 寄贈にあたってのお願い

地域資料(静岡県に關係する資料)は貸出・閲覧用と永久保存用として、原則2部のご寄贈をお願いしています。なお、2部のご寄贈が難しい場合は1部でも差し支えありません。

□ 寄贈方法

県立中央図書館まで直接お持ちいただくか、下記まで送付してください。

送付先 〒422-8002 静岡市駿河区谷田53-1 静岡県立中央図書館 調査課地域調査係

□ よくいただくご質問

Q1.どんな資料が対象になるの？

A1.以下の資料が対象になります。

- 1 静岡県にかかわる資料(歴史や地理、文化や産業など)
- 2 県出身又は在住の方の著作物(自伝、小説、詩集、歌集、句集、画集、写真集など)
- 3 県内団体・機関の刊行物(団体史、学校記念誌、社史、各種報告書、図録など)
- 4 静岡県・市町で刊行した行政資料

※静岡県が舞台になっている文学小説等は、上記2~4の場合を除き、地域資料としての受入はしておりませんのでご了承ください。

Q2.どうして寄贈したほうがいいの？

A2.家庭では捨てられてしまうかもしれない資料でも、当館では確実に保存しますので、未来の県民が地域について調べる際の貴重な手掛かりとなります。また、依頼により、県内のみならず全国の図書館へ貸し出すことができます。例年、4,000点程の地域資料を受入していますが、そのうちの3,000点程度を個人著作、行政刊行物などの寄贈資料が占めています。

Q3.家に古い本があるけど、寄贈できるの？

A3.A1に該当する資料は収集しておりますが、収蔵スペースの都合上、一点につき2部を超える資料の受入はしておりません。当館の所蔵状況について確認しますので、お問い合わせください。

Q4.古文書は寄贈できるの？

A4.研究機関ではないので、古文書の研究・解読はできません。そのため、原則として古文書の受入はしておりません。まず、お住まいの市町の郷土資料館や文化財担当などへお問い合わせください。

Q5.静岡県にかかわりのない資料は寄贈できるの？

A5.寄贈、購入にかかわらず、当館の資料収集基準に従って受入の可否を決定しています。また、当館で既に所蔵している資料を受け入れることはありません。資料の特定のため、リストの作成等をしていただくこともありますので、詳細はお問い合わせください。

※注 静岡県にかかわる文章の割合や内容により、地域資料の収集基準に該当しない場合もあります。特に県外在住の方の個人出版物等については、事前にお問い合わせください。寄贈資料は、当館の図書整理基準により取り扱うこととさせていただきます。また、既に受入済であるなどの理由により、ご厚意に沿えない場合もございますのであらかじめご了承ください。

お問い合わせ

〒422-8002 静岡市駿河区谷田 53-1 静岡県立中央図書館 調査課地域調査係

TEL : 054-262-1245 FAX : 054-264-4268

MAIL : tosyokan_tyosa@pref.shizuoka.lg.jp